

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

平成26年9月30日現在、高浜市の65歳以上人口は8,570人で、総人口の18.5%を占めています。また、高齢者のいる世帯の構造も変化してきており、介護保険制度がスタートした平成12年と平成22年を、国勢調査で比較すると、ひとり暮らし高齢者は1.9倍、高齢者夫婦世帯は1.6倍に増加しています。

このような高齢化・長寿化の進展、世帯状況の変化などは、生活のさまざまな分野に影響を与え、家族や地域のあり方を含め、社会経済全体を変えることとなります。特に、増加し続ける要介護高齢者への対策は、国と地方自治体の最も重要な課題の1つであり、介護の問題は、高齢者のみならず、すべての市民にとって大きな不安要因となっています。

平成12年にはじまり15年が経過しようとしている介護保険制度は、サービスの受給者数や利用量が増加し、制度は私たちの生活に定着してきました。その一方で、介護保険にかかる費用は急速に増大しており、現在の制度のままでは保険料の大幅な増加など、制度の持続可能性が課題となってきています。また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加など、さまざまな問題が深刻化してきています。

こうした状況に対して、国は「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）を制定し、医療・介護など社会保障改革の筋道を示すとともに、このプログラム法に基づき「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下「医療介護総合確保推進法」という。）を制定し、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を図るための介護保険法等の改正を行いました。

本市では、『第6次高浜市総合計画』（以下「総合計画」という。）において「一人ひとりがいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるよう、お互いを尊重し、助け合いながら、あたたかく包み込む“大家族”を創っていきます」を福祉・健康分野の基本目標として掲げ、これを具現化するために『第5期高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』（以下「第5期計画」という。）を策定し、高齢者施策をはじめ各種福祉施策を包括的に推進してきました。第5期計画が平成26年度で計画期間が終わるため、国の示す社会保障制度のあり方を見据えながら、引き続き、総合計画に掲げられた目標を具現化するために『第6期高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』（以下「第6期計画」という。）を策定します。

## 2 高齢者施策に関する国の動向

平成元年12月、ホームヘルパー等の目標値を提示した「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」が公表されました。これに対応して、平成2年6月に福祉関係8法の改正を内容とする「老人福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村と都道府県に老人保健福祉計画の作成が義務付けられました。

21世紀に向けた高齢者介護のあり方については、平成6年7月に学識経験者による高齢者介護・自立支援システム研究会において検討が開始され、同年12月には、「高齢者の自立支援」を基本理念に既存制度を再編成し、①高齢者自身による選択、②介護サービスの一元化、③ケアマネジメントの確立、④社会保険方式の導入を内容とする「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」が公表されました。この報告を踏まえ、介護保険制度の骨格がつくられ、平成9年12月、介護サービスを措置制度から保険制度に、市町村と都道府県への介護保険事業計画作成の義務付け等を内容とする「介護保険法」が公布され、平成12年4月から施行されました。

平成17年6月、「介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。この改正は、介護保険法附則に規定された「施行後5年を目途として必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする」を受けて行われたものです。高齢者の自立支援とその根底にある尊厳の保持を前提に、介護保険を将来にわたって持続可能な制度とするため全般的な見直しが行われ、①介護予防の推進、②認知症ケアの推進、③地域ケア体制の整備が、新たな高齢者保健福祉施策の方向性として示されました。

平成23年6月、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めることを主眼とするものです。

そして、前述したとおり、平成25年12月、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が公布されました。この法律は、消費税率の引き上げを前提に、社会保障制度改革の方向性と各制度の具体的な改革案が示されており、「プログラム法」と呼ばれています。このプログラム法に基づき、平成26年6月、医療法と介護保険法の改正を含む「医療介護総合確保推進法」が公布されました。

●平成27年度の介護保険制度改正の内容

	充 実	効率化・重点化
サービス提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実</li> <li>○在宅医療・介護の連携推進</li> <li>○認知症施策の推進</li> <li>○地域ケア会議の推進</li> <li>○生活支援サービスの充実・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護サービスの効率化・重点化</li> <li>○介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行</li> <li>○特別養護老人ホームの中重度者への重点化</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料の負担の増大の抑制</li> <li>○低所得者の一号保険料の軽減強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所得や資産のある人の利用者負担の見直し</li> <li>○一定以上所得者の利用者負担の見直し</li> <li>○補足給付の見直し（資産等の勘案）</li> </ul>

その他

- 2025年（平成37年）を見据えた介護保険事業計画の策定
- サービス付高齢者向け住宅の住所地特例の適用
- 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行 等

### 3 計画の位置づけ

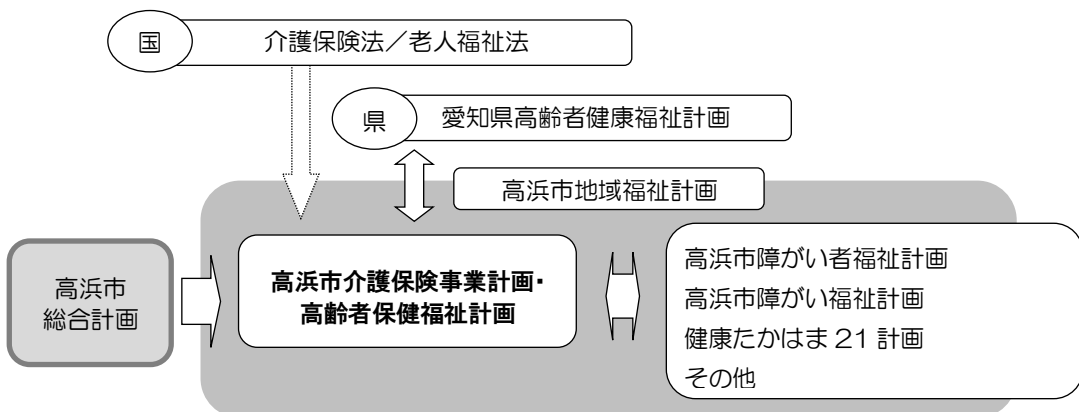
(1) 法的な位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画および老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画を一体化した計画です。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「高浜市総合計画」「高浜市地域福祉計画」「高浜市障がい者福祉計画」「健康たかほま21計画」等関連計画との整合性を図り策定しました。

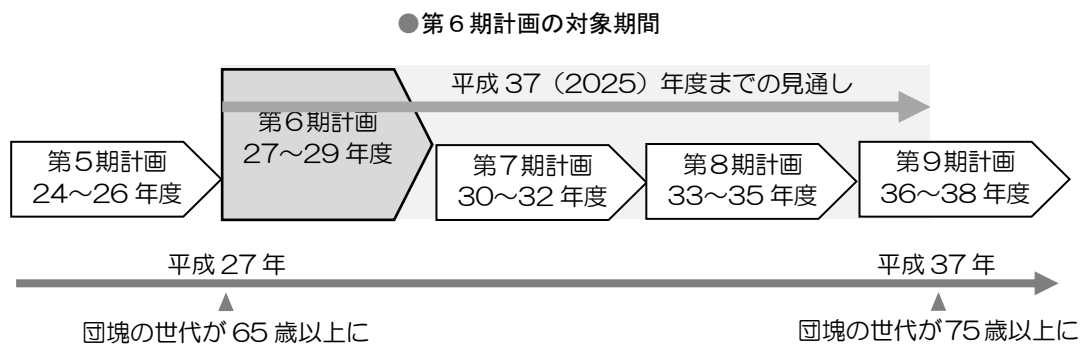
●計画の位置づけ



## 4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年間で計画期間とします。

ただし、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に到達し、介護需要のピークとなる時期を視野に入れながら、中長期的な視点で、平成37年度（2025年度）の推計を行います。



## 5 計画の策定体制とニーズの把握

### (1) 策定体制

介護保険および高齢者保健福祉施策の円滑な運営を図るためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ市民、学識経験者など幅広い関係者の参画による高浜市介護保険審議会を本計画の審議機関として審議しました。

### (2) ニーズの把握

計画の策定にあたって、対象となる市民の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ等を把握するために、「一般高齢者」、「在宅認定者」、「施設等利用者」および「介護支援専門員」を対象としたアンケートを実施しました。